

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 福井県  
 農業委員会名： 越前町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)
総農家数	814	農業就業者数	488	認定農業者	38
自給的農家数	390	女性	134	基本構想水準到達者	
販売農家数	424	40代以下	3	認定新規就農者	2
主業農家数	18	※ 農林業センサス(2015)に基づいて記入。		農業参入法人	
準主業農家数	52			集落営農経営	
副業的農家数	354			特定農業団体	
				集落営農組織	9

※ 農林業センサス(2020)に基づいて記入。

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑	樹園地	牧草畑	計
耕地面積	1,250.0	160.0	160.0			1,410.0
経営耕地面積	1,055.0	67.0	63.0	4.0		1,122.0
遊休農地面積	1.7	1.6	1.6			3.3
農地台帳面積	1,526.0	308.0	308.0			1,834.0

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5年 7月 31日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	15	15
認定農業者	—	7
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	0
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	9	9	4

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積 1,410ha	これまでの集積面積 694.7ha	集積率 49%
課題	小規模な農地、山際の農地が多く分布している状況の中で、条件不利による生産性の低さから農地の集積が進まない。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

議案第4号 平成29年度目標及び活動計画について

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 10ha (うち新規集積面積 10ha)
	目標設定の考え方: 認定農業者・担い手等に集積
活動計画	終期到来時に再設定を通知するとともに、再設定しない場合は耕作状況を確認し、利用権設定を推進する。農地中間管理機構事業を推進し、利用権の設定を推進する。

- ※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入
- ※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入
- ※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	H30年度新規参入者数	R1年度新規参入者数	R2年度新規参入者数
	2 経営体	0 経営体	0 経営体
	H30年度新規参入者が取得した農地面積	R1年度新規参入者が取得した農地面積	R2年度新規参入者が取得した農地面積
	58 ha	0 ha	0 ha
課 題	担い手掘り起こしと、集落営農組織の法人化等の農業生産法人の育成		

- ※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)
- ※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	1経営体	参入目標面積	3.0ha
活動計画	関係機関と連携し新規就農者の掘り起こし及び集落営農の組織化・法人化を推進する。		

- ※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入
- ※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,413.3ha	3.3ha	0.23%
課 題	担い手不足、農産物価格の低迷、土地条件が悪い、鳥獣害等の要因により耕作放棄地が増えている。解消後の担い手の確保と地権者の意向確認が課題。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

議案第4号 平成29年度目標及び活動計画について

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 0.2ha			
	目標設定の考え方:関係機関と連携して取り組む。また、地権者に対する指導と合わせ、認定農業者や担い手等への農地利用集積を目指す。			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		24人	8月～9月	9月～10月
	調査方法	・農業委員と事務局職員が現地をパトロールし、所有者の営農状況や周辺の状況を確認して耕作放棄地の判断を決定する。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		8月～9月	10月～11月	
その他				

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
- ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
- ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,410ha	0ha
課 題	違反転用については、農地法の周知が不十分なことによるものがほとんどである。農地法の周知を図るとともに、違反転用の発見と適切な指導を実施する必要がある。また、違反転用の早期発見と適切な指導を実施するため、関係機関との連携が必要が	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

活 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員各自が随時、農地パトロールを実施して、監視態勢を強化する。</li> <li>・違反転用者には、口頭指導、文書指導、是正計画書の提出を求める等の現状回復に向けた指導を行う。</li> <li>・町広報誌・町ホームページ等を活用して農地転用許可制度を周知する。</li> <li>・農地利用最適化推進委員と連携して集積集約をすすめる。</li> </ul>
---------	---

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入